

社会資本整備重点計画見直しに係る

第10回社会資本整備審議会計画部会及び交通政策審議会交通体系分科会計画部会

平成23年11月2日

【長崎政策企画官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから社会資本整備重点計画の見直しに係る第10回社会資本整備審議会及び交通政策審議会計画部会合同会議を開催いたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私、冒頭の司会進行を務めさせていただきます総合政策局政策課政策企画官の長崎でございます。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日の資料は、資料の1枚目でございます配付資料一覧に記載しているとおりでございますので、配付漏れ等ございましたら、事務局までお知らせください。

また、議事の公開につきましては、本日の会議は報道機関の方々にも傍聴いただいております。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

それでは、これ以降の進行につきましては、部会長でございます福岡先生にお願いしたいと存じます。先生、よろしく願いいたします。

【福岡部会長】 福岡でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。本日は、前回までの議論を受け、社会資本整備重点計画の見直しに関する中間取りまとめを行いたいと思います。

前回の部会では、中間取りまとめに盛り込まれる事項のうち、社会資本整備のあるべき姿及び選択と集中の基準の2点を中心に議論をいただきました。委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、中間取りまとめ案を作成しましたので、まずは事務局に説明を求めます。

【金井総政局参事官】 総合政策局参事官の金井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座らせてご説明をさせていただきます。

前回10月12日の第9回の部会におきまして、中間取りまとめの案をお示しさせていただきました。先生方からたくさんのご意見をいただきました。また、その後、部会終了後も、特にお忙しい中、細かい部分までいろいろとご意見をいただきまして、まことにあ

りがとうございました。

先生方のご意見を踏まえまして今回、修正させていただいたものを今ご提示させていただいているものでございます。

資料1が中間取りまとめの案の本体でございますが、2 - 1、中間取りまとめ（案）の概要という横長の3枚紙を中心に、前回のご議論を踏まえまして、また、その後いただきましたご意見を踏まえまして、主に修正をいたしました点を中心にご説明を申し上げたいと存じます。

まず、本体の1ページ目から2ページ目でございます。これまでの計画部会の議論の経緯等々でございますが、この部分につきましては大きな変更点はございませんので、ご説明は割愛をさせていただきたいと存じます。

概要の1ページの上の部分に書いてございますので、ここで整理をさせていただいてございますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

それで、次の3ページ目以降の東日本大震災を教訓とした社会資本整備のあるべき姿の再検討ということでございますが、若干、3ページの一番上の前段の部分の表現ぶりを変更した点はございますが、3ページ、それから4ページに記載をさせていただいております記述の部分に関しましては前回と、字句の修正等々は若干ございますが、変更はございませんので、これにつきましても。これは概要の1ページ目の下の部分でございますが、これは7月6日に先生方からのご審議を経まして、緊急提言をいただいた津波防災まちづくりの内容を中心といたしております。

後ほど、津波防災地域づくり法のご説明をさせていただきますが、これを踏まえまして記述をさせていただいておりますので、これもご説明を割愛させていただきたいと存じます。

本体の5ページ目以降、そして資料2 - 1の2ページの部分であります。社会資本整備のあるべき姿ということで、これにつきましては資料2 - 2もご参考にしていただきながら見ていただければと思います。

これにつきましては、まずタイトルを、これまでは基本的な政策分野に即した社会資本整備のあるべき姿としておりましたが、社会資本整備のあるべき姿という形で、すっきりとしたタイトルにさせていただきまして、まず基本的な考え方というものを、ここに記述をさせていただいております。

まず、このあるべき姿を考える上で基本的な事項につきまして、資料2 - 2の2ページ

をごらんいただければと思いますが、目指すべき方向性を3つ。安全・安心な国民生活の確保、それから産業・経済基盤や国際競争力の強化、持続可能で活力ある国土・地域づくりの実現というものを方向性として挙げまして、また留意事項を3つ。ハード、ソフト間の連携、また多様な主体の協働、戦略的・重点的な事業実施ということで整理をさせていただいております。

そして次に、昨今の情勢変化への対応ということで、社会経済情勢の変化への対応。前回もお示しをさせていただきましたが、人口減少、少子・高齢化、それから厳しい財政状況、グローバルな競争の進展と、今回の災害も含めまして、災害リスクということで、気候変動や震災、また低炭素・循環型社会の構築といった内容への対応が必要だということを整理させていただいた上で、本体でいいますと7ページ以降、資料2-1で申しますと2ページの下側の四角に囲まれた部分で整理をさせていただいております。

この整理は、昨年12月に骨子のほうで整理をしていただいた9分野の整理と基本的に同じでございますが、若干、文言の修正はしてございますが、整理の仕方としては、そのまま踏襲をさせていただいたものでございます。

それで、8ページ以降に具体的な、それぞれの9分野に関する記述をさせていただいたところでございます。

前回までは、この9本を1から9ということですらっと羅列しておったわけですが、今回、先ほども申し上げましたように、7ページの整理で安全・安心な生活でありますとか、大きな環境の変化、人口構造の大転換でありますとか、新たな成長、価値を創造する国家戦略・地域戦略といったような3つの大ぐくりでくくらせていただきまして、構成を変えさせていただいております。

内容については、文言の修正は多々ございますが、前回との中身は、大きく変化しているところはありません。

ただ、記述の仕方を全体的に見直しさせていただきまして、これまでばらばらに記述があったものですから、まず目標を設定させていただいて、ハード施策、そしてそれに資するソフト施策との連携といった流れで、すべての9つの部分、そして、それぞれのそれに対応する2つないし3つといったような内容でございますが、それを整理させていただいたということでございます。

具体的には、資料2-2で抜粋として記述をさせていただいております。それぞれの3つの柱に関しまして、それぞれ3つの項目で、目標とハード施策、そして施策連携といっ

た整理をさせていただいたところをございまして、これは前回お示しをさせていただいた内容と基本的に同じ構成とさせていただいてございますので、詳しい内容については、ここでは説明は省略をさせていただきたいと存じます。

それで、次に、本文で申しますとプログラムのあるべき姿ということで、16ページのところまで、大変飛んで申しわけございませんが、ごらんいただきたいと思います。

これも、プログラム別のあるべき姿というのは、前回までも項目としては立てさせていただいておりました。それと、前回までプログラムはどう提示をすべきかというご議論もいただいたところでありまして、これにつきましては今後の検討の作業を進めまして検討するという内容でございますが、前回までいろいろとご意見をいただいた内容を、今後プログラムをどう整理をするかということも含めまして、そしてまたプログラムの内容——事業でありますとか、目標でありますとか、そういうものを含めまして、今後のご議論としてやらせていただきたいと思います。

【福岡部会長】 それでは、津川政務官がご到着になられましたので、ごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【津川政務官】 大変遅参をいたしまして大変失礼いたしました。ただいまご紹介を賜りました国土交通大臣政務官の津川祥吾でございます。

本日、社会資本整備重点計画の見直しに関します中間取りまとめ案、これのご審議をいただくに当たりまして、私のほうから一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

本来でありましたら、前田国土交通大臣はじめ政務三役で出席をさせていただくべきところでございますが、本日それぞれ公務が重なりまして、全員の出席かなわないこと、まづもっておわびを申し上げたいと思います。

昨年の7月、当時も私は政務官をさせていただいておりましたが、7月から社会資本整備重点計画の見直しを皆様方にご審議をお願いいたしましてから本日まで10回、部会を開催いただき、それぞれの先生方の専門的な知見から活発なご審議をいただきましたことを心から感謝申し上げます。

また、この間、ほんとうに事務方とも綿密なるご指導をいただいてまいりましたことにつきまして、福岡部会長をはじめ多くの委員の先生方に改めて心から感謝申し上げる次第でございます。

また、この間、3月11日に発生いたしました東日本大震災、社会資本整備のあり方を根本から見つめ直す機会ともなったところでございます。

7月に皆様方、部会からご提言をいただきました災害に上限がないということ、そして何としても人命を守る、そういった基本的な考え方を改めてご指導いただいたところをございまして、私ども国土交通省といたしましても、この災害の多い日本におけるこれからの社会資本整備のあり方につきまして、あるいはすべての行政を進めていく中にありまして、決して忘れてはならない大変重要なご指摘をいただいたものと考えているところをございます。

この災害対応も含めまして、本日お示しする社会資本整備、今ご説明をさせていただいているところをございますが、社会資本整備重点計画の見直しに関する中間取りまとめ案では、我が国が直面をします諸課題を踏まえた社会資本整備のあるべき姿を明らかにしていただけるものと考えているところをございまして、さらに、これまでの社会資本整備重点計画にはない選択と集中、この基準を設けていただくことによりまして、厳しい財政状況の中で重点的に取り組む事業に関する考え方を提示していただくと考えているところをございます。

本日の会議におきまして中間取りまとめの成案を得られますよう、先生方のご審議をよろしくお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【福岡部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き中間取りまとめ、よろしく申し上げます。

【金井総政局参事官】 それでは、引き続きましてご説明申し上げたいと存じます。

資料1のほうでは17ページ、それから省略2-1では3ページの部分をございます。先ほど政務官からもございましたように、計画期間における「選択と集中」の基準という部分をございます。

これにつきましては、前回もさまざまご意見をいただきました。今回、そのご意見を踏まえまして、こういう形で整理をさせていただいたということ、今回お示しをさせていただいております。

まず、前回お出ししたものにつきましては、かなり前段にたくさんの記述をさせていただいておりましたが、まずは非常にシンプルに文章を書きかえております。

それで、前回、まず1つ大きないろいろとご意見をいただいた中に、最初に、この2段目に、国土保全、安全・安心の確保、離島等の条件不利地域の自立・発展・活性化の支援等については、計画期間にかかわらず、ここで「前提として」という表現を使っております。

した。ここで、いろいろなご意見をいただきました。

そういうことで、前提が「選択と集中」との関係はどうなるのかというご意見もございましたので、これにつきましては、「計画期間にかかわらず、不断の効果的な取り組みを進めていく必要がある」という表現に改めさせていただきます。

また、もう一つ、あと「選択と集中」の基準の具体的な中身でございますが、前回も4つの項目としてお示しをさせていただきました。その際に、これまで骨子で整理をさせていただいた大きな経済効果があるものといったものは、要は経済といった前向きなものがないということに関して、さまざまなご意見をいただきました。

そういうことも踏まえまして、②のところに、「今整備をしないと、我が国産業・経済の基盤や国際競争力の強化が著しく困難になるおそれのあるもの」という表現に改めさせていただきます。

また、④で今、これは維持管理・更新を行わないとという裸で書いておったのですが、「適確な」という表現で、これは言わずもがなかかもしれませんが、「適確な維持管理・更新を行わないと、将来極めて危険となるおそれのあるもの」という形で言葉を追加をさせていただきます。

こういう形で、前回とは若干修正をさせていただいて、今回、4項目という形でお示しをさせていただいているところでございます。

それから、次に3-3というところではありますが、これは前回も申し上げましたように、今後、中間取りまとめ後にご議論をいただく内容としてお話を申し上げていたところでございます。

今回も大きく記述は変えておりませんが、③のところで、地域の取り組みを反映させる方策ということで、これまでは地域計画という、何となく固有名詞のような言い方をしておったのですが、地域の取り組みを反映させる方策という形で表現を改めさせていただきます。今後、内容については、またご議論をいただいた上で、計画の実効性を確保する方策の1つとして検討してまいりたいということで、ここに挙げられております4項目につきましては、今後の検討ということでお願いを申し上げたいと存じます。

非常に簡単ではございますが、前回からの修正点を中心に、中間取りまとめ案についてご説明を申し上げます。

【福岡部会長】 ありがとうございます。

それでは、この中間取りまとめの案につきまして、委員の皆様のご意見を伺いたいと思

いますので、よろしくお願いします。井出委員、お願いします。

【井出委員】 先ほどの最後の3 - 3のところの①についてお尋ねしたいと思います。

審議会による評価というところで、実施状況について定期的に報告を受け改善の提言を行うということなのですが、具体的に、これまでもアウトカム指標については年に1回ご報告をいただいていたと記憶しています。具体的にどのような頻度で、どの程度の内容を想定されていらっしゃるかということと、改善に係る提言を行った場合、その後どのように対応していただけるのかということについてお伺いさせていただきます。

【福岡部会長】 それでは事務局、お願いします。

【金井総政局参事官】 従来、私どもからも報告をさせていただいているところでございますけれども、今後こういう形で、特に「選択と集中」の基準等々を決めさせていただくということでもございますので、ご質問の頻度云々は今後、先生方のご意見を伺いながら、どういう形でやっていくかも含めまして今後、この中間取りまとめの後の審議のほうでご検討いただきたいと思います。できるだけ実効性の上がるような形で、審議会でのご議論をいただいた上で、私どもとしても評価をしていただきたいと思いますという思いで、この項目として挙げておりますので、ぜひとも今後もさまざまな意見をいただきまして、最終の案のときに具体的な中身についても決めていきたいと考えている次第でございます。

【福岡部会長】 この計画部会が、かなり評価に対してコミットしようということが当初から議論になっておりますので、そういう方向を考えたいということです。

ほかには、いかがでしょうか。家田先生、いつもいろいろご意見いただいておりますが、いかがでしょうか。

【家田委員】 いやあ、よく書けているなと思って感心しているところ……。では、せっかくなので。

【福岡部会長】 はい、どうぞ。

【家田委員】 ほんとうにせっかくなので。いや、ほんとうに何も言わないでいいかなと思っていて、そうしようと思っていたのですけれども、部会長から、せっかくだから。

すごくよくできていると思います。ぜひ、こういう方向で進めたいと思うのですが、1点だけ用語で、あえて言えばということで申し上げさせていただこうと思うのですが、4ページで「リダンダンシーの確保等により」という言葉があって、これは阪神以降、随分使うようにはなってきたのだけれども、もう一つ国民には伝わりにくい用語と私どもは判断しています。

だから、この文脈は、ネットワークにおける多重性や代替性の確保等により、そういう意味を一言でリダンダンシーとおっしゃっているのだと思うのですが、もしよろしければ、そんなふうな、今、リダンダンシーのかわりに、ほかのところでも随分使っていますよね。そういう用語にしたほうが、国交省の中での整合性があるかなと思いました。

以上、1点です。

【福岡部会長】 ありがとうございます。

では上村委員、お願いします。

【上村委員】 私も先ほど井出委員がおっしゃった、この3 - 3の計画の実効性を確保する方策の①のところについて述べさせていただきます。

今までも計画部会においては、どちらかというと、今までの計画部会、達成状況のアウトカム資料を見てチェックするということが今までの、この計画部会では結構多かったわけですがけれども、全くこの部会の位置づけを変えて、今回の中間取りまとめにもありますように、これからの重点目標に対して、もっと深くかかわっていきこうと、そういう1つの方向の中で、達成状況についての報告を受けるのではなくて、ぜひ、重点目標の具体的な施策、方向。では、どういうものが具体的に、その上の3 - 2の、そのおそれのあるもの、今整備しないとというこの4つの丸から出てくる施策の方向みたいなものを逆に定期的に、やはり報告を受けるということでない。何か達成状況だけを、またアウトカム資料で1年に1回受けるようなことだったら、あのままだと、あまり変わらないなという気がいたします。多分、井出先生も、そういう意味のことをおっしゃったのだと思うのですがけれども。

そこはもう少し、達成状況というよりは、施策方向をチェックしていくという。逆に、その上の①、②、③、④に照らし合わせてどうなのかというところのチェックを、やっぱり、方向性と具体とが整合性が合うのかというところをしっかりと見ていくそういう部会でありたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【福岡部会長】 そういうことを当初から議論はしておりましたし、おっしゃるとおりだと思います。その方向を、ぜひ考えていきたいと思っております。

私は部会長を受けたときから、そういう方向をしっかりとやってほしいということ、いろいろなところから言われていましたので、今の上村委員のご意見を非常に重く受けとめて、ちゃんとやろうと思っていますので。

皆さん、いかがでしょうか。そういう方向でよろしいでしょうか。

では、そういう方向は出していきたいと思います。

事務局、よろしいでしょうか。

ほかには、いかがでしょう。では、原田委員。

【原田委員】 大変によくできていると思います。

それで、特に最初から説明されていますけれども、今後の社会資本整備のあり方に関する基本方針を先にきちんと整理していただいて、その中で重点計画、5カ年の計画の選択と集中の基準を整理するという形で、かなりすっきりとした形になったのだろうとっております。

あと、3-3のところの話が出ておりますけれども、そこも実際に実効性を担保するようなことについても、これから検討していくということで、それも明記されていますので、この点も非常によいことであろうと思います。

それで、前回も質問したので、触れないことにもいかないので、少し触れますけれども、不断の取り組みのことについては必要があるということと、それから、この5カ年の中で選択と集中の基準できちんとプログラムをつくっていくところと、2つ併記されている形になっています。

上の不断の効果的な取り組みを進めていく必要があるという中で取り上げるようなものについては、この重点計画の中では、この間も質問しましたけれども、中に入ってくるのか、それでは入ってこないのかということだけ確認させていただきたいと思います。

【福岡部会長】 それでは事務局、お願いします。

【金井総政局参事官】 前回も原田先生からご指摘いただきまして、私どもも整理をさせていただきますまして、まず、この3-2のところでも整理をさせていただきましたのは、まさに5年間の計画期間における重点目標の決め方ということでもありますので、計画期間にかかわらずという表現を使わせていただきましたが、その前の16ページにというか、それまでにあるべき姿の整理をさせていただきましたけれども、これにつきましては、5年の計画期間にかかわらず、今後の社会資本整備のあるべき姿でございますので、今後プログラムの整理も、それからプログラムに関する事業に関しても、先生方にまたご意見をいただきながら作業を進めてまいりたいと思いますので、その中で、この計画期間にかかわらずと申し上げた事項につきましても、さまざまなご意見をいただきまして整理をしてまいりたいと考えている次第でございます。

【福岡部会長】 ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。田中委員。

【田中委員】 前お示しいただいていたよりもずっと、縦割りではない連携がよくわかる整理をいただいて、とてもわかりやすくなりました。

それで、ご検討いただく範囲でということ発言させていただきますと、選択と集中の基準のところ、ここで今回、今整備をしないとということ、理念とか姿勢が力強く伝わっていくと思うんですけれども。1、2はいいのですけれども、3番目の、この国土地域づくりの実現に大きな支障というのが、ちょっと弱い言葉に感じてしまって、大きな差しさわりみたいな感じなのですけれども。これをやらないと、この流れに逆行するとか、不利益をもたらすとか、そのぐらいの力強さがあってもいいのではないかなと、この間からちょっと気になっておりました、検討、見直していただいても、どちらでも結構なのですけれども、ちょっと発言をさせていただきます。

【福岡部会長】 では事務局、ただいまのご意見、どうですか。

【金井総政局参事官】 先生のご指摘はまさにそのとおりだと思いますが、一応、今回、こう整理をさせていただきます、「持続可能で活力ある国土・地域づくり」に何か実現するためにも問題があるということに関しては、やはり今やっておかなければいけないという意味で、こういう表現を使わせていただきました。

若干、表現の問題はあるかもしれませんが、私どもとしては、こういう形で表現することで、この指標としては使えるのではないかなという判断をさせていただいて、今回出させていただいたところでございます。

【福岡部会長】 ありがとうございます。

辻本委員。

【辻本委員】 特に今も議論になりました重点目標の選択と集中が非常にすっきりした整理がされたなという気がいたしましたけれども、1つひっかかるといいますかね。私もよく使う言葉なのだけれども、大規模災害、それから広域災害が2つ並んでいるのですね。

大規模災害って一体何だろう。広域な災害。これはスケールは大きい。大規模は何なのだろうということをおもって考えていたのですけれども、なかなかいい言葉が思い浮かばなくて、大規模と広域を2つ並べるのは、なかなかわかりにくくなるなということ。

何がもう一つ広域でない災害のひどさをあらわすものかということになれば、やっぱり1つの災害が非常にひどいという、甚大とか、何かそういう災害の強さをあらわす言葉のほうがいいのじゃないかなという気がしています。

それから、選択と集中が前回議論されましたので非常に頭の中に残っていたのですけれども、今回、社会資本整備のあるべき姿という形で、比較的ロングタームの目標になるものがちゃんと書かれていて、そしてその後に、やっぱり選択と集中が、こうした社会状況とか自然状況の中で必要なのだなということが明確に書かれていますのですけれども、前回、私、申したのですけれども、やはり将来の目標を述べたときに、やっていくという戦略の中で、早くやらなければいけないものと、不断の努力と書かれていますけれども、という2つのタイプに分けて考えなければいけないということを、やはり。

私は今回の計画が計画期間のあるものだとわかっているのですけれども、将来のあるべき姿を書かれた時点で、そういう時間、達成していくのに時間スケールのあることを少し書かれたら、選択と集中がもっと生きてくるような気がするし、先ほどの不断の効果的な取り組みということも明確になるのではないかなという気がいたします。

以上です。

【福岡部会長】 ありがとうございます。

1番目の「大規模又は広域的な」という「又は」を入れた、初めは広域的なという言葉が中心になっていたのですが、広域的なというと、東海・東南海・南海地震のような非常に広い災害を意識してしまうと。東京の直下型地震のようなものがどうなのかとか、いろいろあるので、大規模または広域的なという、議論の結果としてこう載せさせていただいたと。

【辻本委員】 そうなのですけれども。

東京直下型、直下型地震というのは、大規模というよりも、やはり甚大な、ひどいというか、エネルギーが大きな外力による、ひどいダメージを受ける。こういうことで、大規模。これ、英語に直したときに、どういう言葉が適切かということと考えてみたときに、ちょっと私、しっくりしなかったので申し上げたのですが、先生おっしゃる内容だということも私も理解していますけれども、ちょっと吟味いただければと思いましたので。

【福岡部会長】 ありがとうございます。

2番目のものは、ご指摘前からいろいろな方もおっしゃっていましたので、これは中間取りまとめで、これからさらに3月、年度末までに、8月までにつくるというときに、今のような長期的と、もう少し時間のスケールを考えたというのは、前段に当然出てくるもので、そこで整理をする方向を出していこうと、考え方をしようとしていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに。どうぞ、勝間委員。

【勝間委員】 済みません、もし議論が終わっていたら恐縮なのですが、3 - 2のところでは1点だけ、もし可能であれば、例えば過去のトラフィック中心といったような、過去の、要するに評価基準に対して、1つだけ何か言えないかと。そういったものではなくて、こういった視点で見るといって、違いがわかるような一文があったほうが良いと思うのですが、いかがでしょうか。

【福岡部会長】 事務局、どうぞ、お願いします。

【金井総政局参事官】 今回、見直しの、まさに、この重点計画を見直したというところの中心の部分が、こういう選択と集中という。これまで、そういうことではなくて、アウトカム指標を持っているだけだったということで、今回もうちょっと戦略的にできないかということで、こういう基準をつくるという、まさにこれが先生方からいただいたご意見のもとにできたものでございますので、今回初めてというわけではないですけども、こういったものを今回、前面に打ち出すというのが今回のあれなのかなと思っておりますので。

【勝間委員】 済みません、委員は全員それを理解しているのです。これを読んだ人がそう理解できるように、アウトカム指標を越えてとか、アウトカム指標からこういうところに行ったというビフォア・アフターを明確にしたほうが良いかなというのは私の質問です。

【金井総政局参事官】 はい。その表現ぶりについては検討させていただきたいと思えます。

【勝間委員】 もちろん委員の方は全員理解されていると思います。ここが、やはり一番の重点ポイントだと思いますので、よろしくをお願いします。

【福岡部会長】 どうぞ、富澤委員。

【富澤委員】 今度の中間取りまとめ案は、非常にすっきりとわかりやすい表現になっていると思います。社会資本整備のあるべき姿というものをきちんと整理をして、明確に打ち出したからではないでしょうか。

それから、この重点計画を生かし、実現を後押しするものは何と言っても現状に対する強い危機感ではないかと思えます。現状に対する限りない危機感といいますか、これまでにない強い危機感をここにきちんと出しているのです、それが今後いろいろな計画を進めていく上でも大きな推進力というか、エンジンにもなると思えます。選択と集中も、そうし

た危機感を背景に推進していくことが肝心で、リーダーシップを発揮してほしいと希望しています。

敢えて言わせてもらえば、13ページに無電柱化というようなことや、15ページの地域の空港・港湾の有効活用というような事項はあいまいなというか、漠然とした表現で書いてありますけれども、もっとはっきり、具体的な形で打ち出したほうがいいのかと思います。これらの点も、先ほど言いましたように、強い危機感を持って進めれば、具体化が早く進むのではないかと期待をしています。

【福岡部会長】 ありがとうございます。

それでは、たくさんご意見をいただきましたが、おおむね、ここの原案でよろしいのではないのかなど。ただ、文言の問題とかそういった問題は、これからさらに検討はさせていただきますけれども、この中間取りまとめとしましては原案どおりとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【福岡部会長】 ありがとうございます。

それでは、この中間取りまとめを受けて今後、計画部会として、この取りまとめをさせていただこうと思います。

今後の作業としては、中間取りまとめの中に記載のあるとおり、3つの点について検討を進めていくこととなります。これらの検討の具体的な進め方については、事務局と相談しながら進めたいと考えていますが、大まかなスケジュールについて事務局に説明を求めます。

【金井総政局参事官】 それでは、今後の進め方につきまして、資料3に基づきましてご説明を申し上げたいと存じます。

本日、中間取りまとめということで、ここに書いてございます3つの項目については、先生方のご意見を踏まえまして取りまとめしていただいたということでございまして、今年度の末を目途に、最終的な重点計画の素案の取りまとめをお願いしたいと思っておりますが、その間、この矢印の右側に書いてございます、この3つの点について、私どもも作業しながら、先生のご意見をまたいただきながら進めてまいりたいと考えております。

先ほども中間取りまとめの内容でご説明を申し上げましたように、1つはプログラムのあるべき姿、これを項目、または政策目標、そして具体的な事業の内容も含めまして検討させていただきまして、前回までプログラム別のまとめのイメージをお示ししたかと思い

ますが、ああいったイメージで、それぞれのプログラムについて整理をしてまいりたいと、そういう作業をまずさせていただきたいと存じております。

それから、もう一つは、これは法定事項であります、重点目標と目標達成のための事業の整理ということでございます。

先ほど選択と集中の基準について、さまざまなご意見もいただきまして、まとめていただきましたので、これを踏まえまして、重点目標と目標達成のための事業について整理をさせていただきたいと存じております。

それから、先ほど何人かの方からご意見をいただきましたが、計画の実効性を確保する方策、これについても今後、具体的な内容についてご議論いただいて検討していくと。

この3つの作業を進めてまいりたいと考えておりまして、年度末を目途に、この3つについて最終的に整理をしてまいりたいと考えておりまして、その後は法定手続を経まして、夏ごろ、答申、閣議決定という手はずで進めてまいりたいと考えてございます。どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

【福岡部会長】 ありがとうございます。計画の実効性を確保する方策の検討は、これから本格的にこの面を出して行って、また計画部会等からもご意見をいただくというご説明でした。

事務局からの説明のとおり今後の検討を進めてまいりたいと考えていますが、検討の節目節目で部会を開催し、検討状況の報告をいただき、検討の方向性について委員の皆様からご示唆をいただきたいと思いますと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、次の議題に移ります。本年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、本部会において7月6日に津波防災まちづくりの考え方を緊急提言として取りまとめさせていただきました。国土交通省には、この提言に基づき具体的な政策を検討するとともに、適宜その状況についてご紹介していただくようお願いをさせていただいておりました。

ちょうど先月28日に津波防災地域づくりに関する法律案が閣議決定されるなど、動きがあったと伺っていますので、事務局から報告をお願いします。

【金井総政局参事官】 それでは、ただいま部会長からご紹介いただきました津波防災地域づくりに関する法律案につきまして、ご説明を申し上げたいと存じます。

参考資料と右肩につけております2枚紙を中心に、あと法律本体も今お配りしているかと思いますが、これに基づきまして、簡単にご紹介をさせていただきたいと存じます。

これにつきましては、7月6日に計画部会のほうから緊急提言をいただきまして、先月、

10月28日に、この法律案が閣議決定をされました。非常にたくさんのご意見をいただきまして緊急提言をまとめていただきましたことを改めまして、ここで御礼を申し上げたいと存じます。

それで、今回の法律案の内容について、ご説明を申し上げたいと存じます。

緊急提言でも出していただきましたように、今回まさに東日本大震災の教訓を得ました、ハードだけではなくてハード・ソフトを組み合わせた「多重防御」によって「津波防災地域づくり」を行うということをコンセプトに、この法律ができ上がっております。

法律の仕組みでございますが、概要のところをごらんいただければと思います。

まず、国土交通大臣が基本指針を定めまして、今後、以下ご説明を申し上げます点につきまして指針という形でお示しをするということになってございます。

大変お手数でございますが、この法律のほうの分厚い資料があるかと思いますが、この6ページをごらんいただければと思います。ここに基本指針の内容ということで書いてございます。第2項というところに書かれておりますが、まず基本的な考え方。まさに、これは緊急提言でお示しをいただいたような基本的な事項を書くということになるかと存じます。

それから、第2号は、これは津波浸水想定というものをつくる際の調査についての指針となるべき事項。また、第3号は、津波浸水想定の設定についての指針となるべき事項。そして第4は、市町村がづくります推進計画の作成についての指針となるべき事項。そして第5が、区域の指定についての指針となるべき事項という5つの項目を書くことになってございます。

そして、次の第3項をごらんいただければと思いますが、ここで国土交通大臣が基本指針を定めようとする場合に、社会資本整備審議会のご意見をお伺いするという規定を設けさせていただいてございます。今後、基本指針の策定の作業に入りますが、その際は、また先生方にいろいろとご指導いただきたいと存じておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それで、これが指針の内容でございますが、次に縦書きのほうの資料に戻っていただきまして、この基本指針に基づきまして、まず都道府県知事が津波浸水想定を設定するというところでございます。これは、浸水するおそれのある土地の区域及び浸水した場合の想定される水深について設定をして公表するということになってございます。

そして、それに基づきまして、それぞれの施策が行われるわけでありませんが、まず第一

に水深計画の作成ということでございまして、これは市町村が、まさに津波防災まちづくりという形でご提言をいただいた内容でございまして、市町村がそれぞれ津波に強いまちづくりをどうやってつくっていくのかと、そういった計画をつくっていただくということでございます。

当然ハード整備も含めまして、また避難の体制、そういったものの項目も含めまして、ハード・ソフト含めた事業計画として市町村でつくっていただくというものがイメージでございます。

それに特例措置というのが、その下の箱に書いてございますが、幾つか用意をさせていただいております。

まず推進計画区域の中での特例ということで3つございますが、一番左側の津波防災住宅等建設区、これは土地区画整理事業の特例でございまして、申出換地によって高台のほうへ換地ができるといった制度を創設するという内容でございます。

それから、次の津波避難建築物の容積率規制の緩和ということでありまして、これにつきましては、防災用の備蓄倉庫でありますとか、自家発電用の装置を設ける場合には、そのスペースについては容積率から不参入ということで、容積率を超えて、そういったものを設置する場所がつけるといった容積率規制の緩和を行いたいと考えております。

それから、3つ目が都道府県による集団移転促進事業計画の作成。これは防災集団移転事業自身が今、市町村が策定することにされておりますが、津波というのは広域災害でございまして、市町村を越える場合があるということを前提に、都道府県でも計画を作成することができるといった内容にしているものでございます。

それから、一番右側、一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画という内容でございまして、これにつきましては、都市計画施設として一団で、例えば高台移転なんかをする場合に、拠点的な市街地を一団で整備をするという場合に、都市計画決定をいたしまして、都市計画事業として事業が行えるということでありまして、例えば用地取得の仕方が最終的には収用までいけるといったようなことで、高台移転の促進ができるのではないかと、そういう内容の特例の都市計画を作らせていただいております。

それから、次の津波防護施設の管理ということでございますが、これは緊急提言では二線堤という形でご提言いただいたかと思いますが、例えば今回の震災でいいますと、仙台東部道路のような機能を果たせる、内陸にある盛土構造物といったものを前提にした内容でございまして、例えば今回、仙台東部道路でも、道路でございまして当然、これ、ポ

ックスがあいているところがありました。そういったところから当然、浸水があるわけでもありますので、そういったところに、例えば閘門をつけるとか、そういったようなことも含めまして、津波防護施設——既存のものを活用するといったものも含めた津波防護施設の整備管理を行っていくという内容でございます。

それから、最後の一番下の箱でございますが、これは区域の設定でございまして、2段階に分かれてございます。これは両方とも都道府県知事が設定をするものでございますが、1つは津波災害警戒区域ということで、これは警戒避難体制をつくっていただくということでございます。避難施設でありますとか避難路、それから避難訓練でありますとか、また民間施設をお借りしてというか、管理協定を結びまして、避難施設として指定をしていただくといったような内容を含めた、しっかりとした避難体制をつくっていただく区域として指定をするという内容でございます。

それから、もう一つの津波災害特別警戒区域というものは、これは一定の開発でありますとか建築を制限する区域で指定をする区域でございます。

まずは、例えば病院でありますとか、社会福祉施設でありますとか、学校でありますとか、災害弱者がいらっしゃるようなところについては、津波が来た場合の水深以上のところに掘出があるということを前提に建築を認めるといった内容でございますが、住宅も一応メニューを用意しておきまして、住宅を規制する場合は、これは市町村のほうで条例をつくって、同じような形で制限をかけていただくというメニューを用意させていただいているという内容でございます。

2枚目でございますが、これに関連する整備に関する法律というものを、もう1本用意しております。これは津波防災地域づくりに関する法律が新法でございますので、こういう形で2本立てになっておるわけですが、上の箱は本法のほうを制定したことによりまして関係法律の規定を整備するという内容でございます。

それから、下の箱が、水防法がこれまでもございまして、これ、もともとから当然、津波も含んだ概念だったわけですが、今回、津波被害が大変だったこともございますので、津波ということを目的に明確化するという内容を含めまして、津波に備えた内容の改正をすることによって、今後の水防活動にも役に立てようと、そういった内容の関係法律の整備法という形で出させていただいているものでございます。

こういう形で緊急提言をいただいた内容を法律として、今開かれております国会に提出をさせていただいているところでございます。

いろいろと、ほんとうに緊急提言についてはお世話になりまして、ありがとうございます。これをもちまして、こういう形で法律という形になりましたということで、ご報告をさせていただきたいと思います。

【福岡部会長】 ご報告ありがとうございました。

ただいま、事務局からご報告いただいたとおり、当部会が緊急提言として取りまとめた内容が津波防災地域づくりに関する法律案として具体的に制度化されようとしているということです。

法案が成立すれば、同法案の第3条、先ほど見ました第3条第3項で規定されているとおり、社会資本整備審議会で津波防災地域づくりの推進に関する基本指針を審議することになりますので、委員の皆様にはよろしく願いいたします。

では、ご質問等がございましたら、よろしくお願いします。

【家田委員】 では、1点いいですか。

【福岡部会長】 どうぞ、家田委員。

【家田委員】 素早くこういうのをつくっていただいて、ありがたいですね。ぜひ、一刻も早く通していただいて、実現を図っていただきたいと思います。

1点だけ質問させてください。この津波防護施設というところが大変に重要な、私は関心を持っているところですが、私も現地の復興計画なんかを一部お手伝いしている中で、道路であるとか、鉄道であるとかを、こういう施設として使っていこうと。これが、これに相当するのですよね。

その場合に、質問は何かというと、この条文を読みますと、新設、改良その他は都道府県知事が行って、管理は場合によっては市町村となっていて、その場合の、例えば鉄道なんかの場合には、これは盛り土の部分が都道府県のもので、あるいは整備して、その上を鉄道会社が上っ面のところを借りるか何かして使うというようなコンセプトなのか、あるいはそうでないのか、そういうところ。あるいは、都道府県や国なんかを使う国道や県道や市町村道なんかをそれに使う場合には、そこら辺の理解はどうなるのか。費用負担のことも書いてあるので、ちょっとそこだけ教えていただけたらと思います。

【福岡部会長】 それでは、お願いします。

【金井総政局参事官】 津波防護施設につきましては、大きく分けて3つの類型がございます。1つは当然、津波防護施設として整備されるものがございますが、もう一つは兼用工作物として、先生がおっしゃるように、例えば道路とか、兼用でつくられるものとい

うものがございます。

それからもう一つは、先生がおっしゃられたような、例えば民間の鉄道みたいなものを使う場合は、これは指定津波防護施設という形で、指定をさせていただいて、それを使わせていただくと、そういった形で使わせていただいて、基本的には保全をする措置を、あまり強制力を、とりあえずとれていないのですが、そういう形で防護施設として使わせていただくという形を用意してございます。

【家田委員】 要するに、それも入っていると理解すればいいのですね。

【金井総政局参事官】 はい。

【家田委員】 もう1点だけなのですが、その場合には、通常の道路や鉄道の盛り土のスペックでは津波防護施設として心配な面があると思うのだけれども、そこについての指針なんかも、やっぱり、この国がおつくりになる指針というところで勉強していただいをつくると、そう理解していいのですかね。

【金井総政局参事官】 基本的にはそういう、その前提となる浸水想定も含めまして、指針のほうで、まず決めまして、あとは技術的な基準等々もございますので、そういう形で検討させていただきたいと思います。

【家田委員】 わかりました。どうもありがとうございました。

【福岡部会長】 それでは越澤委員、お願いします。

【越澤委員】 今回こういう法律を準備されているということで、大変いいことだと思いますので、ぜひよろしく願いして、幾つか質問したいと思います。

まず今回は、確かに東日本大震災契機ですけれども、オールジャパンを想定していると思いますので、まずは1つ、今回の東日本大震災の被災地域における、この国としての基本方針、指針ですね。それから現在、補正等で国が直下調査でやっている調査費に加えて、おそらく、この法律に基づいて都道府県が実行するものが出てくると思いますので、そこら辺の、今の被災地域に対する国としての、この法律に基づき、どういうふうに、どのようなスケジュールで考えているかを伺いたいことと、もう一つは東海・東南海の問題、当然ありますので、静岡県とか三重県とか高知県、これに対して、少なくとも来年度予算で、既にこの基本指針の策定に向けての予算措置含めて、そういうことを考えられているのか。それは、そこまでは、まだ到底手が回らないという状況なのか。そこら辺、この法律に基づきどうするのかを1つ伺えればなというのが1点です。

それから、もう1点は、今回の中で、都道府県が当然こういう基礎調査、津波浸水想定

区域等々と書かれていまして、市町村が推進計画となっておりますが、市町村の中には多分、仙台は政令指定都市でもありますし、高知とか津のように県庁所在地の都市は、そこにほとんどのまちづくりの権限がありますし、細かな地域との関係も相当そこでされているわけで、例えば、これを見ると、高知での津波浸水の想定となると、これは、むしろ高知でやってもらったほうがいいのではないのかなという気もするのですが、これはすべて都道府県で一律になっているということが、今までのこれまでの分権の進行状況と現地の県庁所在地の現実に今抱えている業務との関係でいうと、果たしてこれで上手に都道府県と市町村の関係、うまくいくのかなと。

三陸の一般の市町村については当然、都道府県が全面的にむしろ頑張らなきゃいけないと思うのですが、県庁所在地クラスについては、果たしてこれでどうなのかなというのが。

例えば静岡県でいえば、基本的に静岡市と浜松市でほとんどのことが全部できるはずであって、それ以外のところについて県が責任持って推進するというのは当然だと思うのですが、果たしてこれで。これを見ていると、あまりそこら辺が、都道府県と市町村だけですぼんと切っていますので、どうなのかなというのが、やや疑問に思ったということがあります。

以上です。

【福岡部会長】 お願いします。

【金井総政局参事官】 最初の質問の、まず被災地のほうの件でございますが、これにつきましては、先ほど簡単に申し上げましたが、特例措置の中で、都市計画の関係の特例措置につきましては、これ、復興交付金の中の一事業として、予算として今回、3次補正の中に入っておりますので、まずそこは被災地に対して適用されるということになっておりますものと、それから、ご承知かと思うのですが、復興に関しましては復興特区法というものが今、同時に出ておりますが、これにつきましても、同じように計画をつくって事業を行うといった整理になっておりまして、私どもも、この推進計画をつくることになっておりますので、この推進計画と復興整備計画、これはダブることになりますので、こういうのをダブらないように、1つの計画で特例を使えるような措置をとるといったような形で、被災地では使いやすいような工夫をさせていただいておるところであります。

それから、もう一つの今後起こり得る被災地以外の部分の予算に関しましても、それぞれの分野でそれぞれ当然、今後24年度以降も含めまして予算要求をするわけですが、まだ具体的にどうというところが今申せる段階ではありませんけれども、さまざまな

施策について、それぞれの担当のほうで検討している状況でございます。

それから、先ほどの2点目の津波浸水想定の部分であります、これは津波という、おそらく広域的にやってくるものでありますので、一市町村で想定をするよりは、ある程度広域的な部分で想定していくことを前提にございまして、それで都道府県ということで整理をさせていただいているところであります。

以上でございます。

【越澤委員】　あまり時間とるので、2点だけ、ちょっとさらりと補足で、今回の東日本大震災の被災地域については、つまり、いろいろな復旧・復興の施策が待ったなしですので、きれいにこの法律どおりにすべて動かそうと思った場合に、多分うまくいかないと思うのです。

ですから、本来は、静岡とか、三重とか、高知ですと、このとおりにきれいにやればいいんですが、同時並行しなきゃいけないので、どこかで国としても、基礎調査もどこまでやるのかとか、浸水するのをどうするのだとか、防潮堤とまちづくりの話も待ったなしですので、そこら辺は、この法律がせつかくできたのは大変いいことなのですが、それをきれいにすべてとなってくると、どこかで皆さんが考えなきゃいけないことがあるという点が大変。逆にこれ、きれいにつくろうと思っている間に具体の施策がおくれてしまうことにならないようにというのが、一委員としての要望です。

それから、2点目については、確かに津波は広範囲で来るのですけれども、現実に静岡県は政令都市が2個あるので、今のご判断は、私は現実的にはないと思います。現実に今の三陸の防潮堤とまちづくりをどうするのかというのが一種、堂々めぐりで続いているわけでありまして、結局は、その現実、市街地があつて、そこに産業基盤もあつて、人が住んでいるわけですから、そこをどうするのかという折り合いを考えながら、どの程度で津波の被害と被災をどう考えるかと。いざ起きたときのとか、事前のときですね。

それは、政令市は政令市でスキーム持って考える体制をとらないと、多分、現実の二重行政という問題については、私自身のいろいろな体験ではどうなのかなという、意見として申し上げておきます。

【福岡部会長】　では磯部委員、お願いします。

【磯部委員】　後でゆっくり勉強すればいいのだと思いますけれども、今見せていただいた範囲で、25ページあたりに津波防護施設の管理については新設とか改良とかという言葉が入っていて、それを都道府県知事がやることになっていきますけれども、それと対を

なす、重要だと思いますが、避難施設については指定という言葉が入りますけれども、新設とか改良とかという言葉は出ていないので、そう位置づけられていると考えたらいいのでしょうか。津波避難タワーを建てるとか、あるいは避難場所にするために外階段をつけるとか、そういった行為はここには入っていないと考えたらいいのでしょうか。

【福岡部会長】 お願いします。

【金井総政局参事官】 ご指摘の指定避難施設につきましては、基本的に既存のものを前提に指定をさせていただいて、それを避難施設として使わせていただくといったものを想定してございますので、そういう表現になっているということでございます。

【福岡部会長】 ありがとうございます。

もう1点、どうぞ。

【丸井委員】 先ほどご指摘のありました、津波の想定は都道府県知事が行って、推進計画の作成に当たっては市町村が行うというこの点につきまして、少し意見を述べさせていただきます。

東日本大震災の津波災害、非常に広域であったことは事実なのでありますけれども、しかし、津波災害が実際にどのような形で被害を及ぼしていったかということは、それぞれの被害を受けた地域の条件で非常に異なっております。

それは、まさに地形の条件が非常に異なっておりますので、画一的な対応計画、復興計画はできないわけでありまして、やはり、それぞれの市町村の条件を十分に反映し、それを考慮した形でやらないといけないだろうと考えております。

つまり、その関連でいいますと、特例の措置のところで、津波防災住宅等建設区の創設。これは、例えば高台移転のことを想定されておる。あるいは真ん中のところは、そういう高台を確保して、高台に逃げて、高台に住宅をつくるということが事実上不可能な仙台地域のようなところもあると思います。そういったところでは、何か基幹になる避難を可能にするような拠点的な構造物をつくるということが必要になってくるところがあるかと思えます。そういうことに対応しておるのではないかと理解しております。

それから、一番右のほうの集団移転のところも、これは現実に、そういう逃げるところがない場合は、場合によっては集落単位で集団移転をしないといけない場合も起こってくると思えます。

したがって、そのような画一的な対策ではなくて、それぞれの地域の条件を十分に考慮したやり方をしないといけないということだと理解しておりまして、そういうことか

らいますと、計画の作成単位が市町村ということは妥当な考え方ではないかと思っております。

以上です。

【福岡部会長】 丸井委員、ありがとうございました。

皆さん、この法案に対しては関心が非常に高いということで、ぜひ。

まだございましたか。では。

【勝間委員】 1点だけ質問させてください。

この法律、国土交通省が出すのでハードウェアの話が中心なのでしょうか。避難訓練についてどのように、また今回の問題になった車で渋滞したとか、その他のことについて、どう法律でカバーするかなということについて、ざっと全部読ませていただいたのですが、おそらく70条、71条あたりに、そういう避難訓練系の計画策定と義務の話がありますがけれども、これ以外にソフトウェア的なところは、そもそも、あまりこの法律ではカバーしないということなのか、あるいは、ほかに記述があるのかということをお教えください。

【福岡部会長】 事務局、お願いします。

【金井総政局参事官】 避難に関しましては、まさに今、先生ご指摘のとおり、警戒区域のところで市町村の防災計画の中で、これは基本的に津波に限定していませんが、今回、これで警戒区域に指定をされますと、津波に限定をした避難の訓練でありますとか、避難経路でありますとか、そういったものをちゃんと指定をしていただいて、書いていただいて、住民の方皆さんに知らせていただこうと、そういう仕組みを今回つくっておりますので、これはまさに津波限定の話でありますので、こういう形で、おっしゃるような、いわゆるソフトの計画と言うのですか、ということをどんどん推進していこうと、そういう中身にしておるところであります。

【勝間委員】 そうしますと、この法律では深くそこには触れずに、それぞれの地方自治体のほうで、より詳細な計画をつくって、訓練の義務を負うという理解でよろしいでしょうか。

【金井総政局参事官】 はい、そのとおりであります。

もともと市町村がこれ、防災計画をつくっておりますので、その中に入れていただくとしてございます。

【勝間委員】 単純にハードとソフトのバランスがちょっと不思議だったので、それで質問させていただいたのですね。この名目のほうで、ハード・ソフトの施策を組み合わせ

た多重防御となっているわりには、ソフト的なことについてほとんど細かいことを触れていないという気がしたのですけれども、それも市町村。逆に、市町村のほうに対して、より詳しく指導していただくという理解でよろしいでしょうか。

【金井総政局参事官】 はい。それはおそらく、何度か申し上げたように、かなりさまざま環境が違うと思いますので、基本的には市町村が中心になって、どういったものを、避難の中身を決めていただくかというのを、先ほどご指摘をいただいたような70条とか71条とかというところでお決めいただくという内容にしておるところであります。

【勝間委員】 わかりました。期待しています。よろしくをお願いします。

【福岡部会長】 よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。ぜひ法案として成立することをよろしくお願ひしたいと思ひますし、また社会資本審議会としても、このことについては大変、審議をこれから続けていくということになると思ひますが、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、議事の最後になりましたが、社会資本整備重点計画の見直しに関する中間取りまとめに当たり、松原副大臣から一言ごあいさつをいただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【松原副大臣】 ただいま津波防災地域づくりに関する法律案についても活発なご論議をいただきました。ありがとうございます。

なお、本日は社会資本整備重点計画の見直しに関する中間取りまとめについてご審議をいただき、まことにありがとうございます。

本日の中間取りまとめを踏まえ、最終取りまとめに向けた作業を引き続き進めてまいりますので、引き続き、委員の皆様のご指導、よろしくお願ひを申し上げます。

今後も国土交通省の持つ総合力を結集し、より効果的、効率的な社会資本整備を通じ、国民生活の安定、向上や社会経済の健全な発展に努めてまいりたいと考えております。

本日、社会資本整備重点計画の見直しに関する中間取りまとめをいただいたことに改めて感謝申し上げ、お礼のあいさつといたします。ありがとうございました。

【福岡部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事は以上ですので、これもちまして第10回計画部会を終了させていただきます。

最後に事務局から連絡事項があるようですので、よろしくお願ひします。

【長崎政策企画官】 福岡部会長、議事進行どうもありがとうございました。また、各

委員の先生におかれましては貴重なご意見賜りまして、まことにありがとうございました。

事務局から2点、連絡事項がございます。

まず1点目でございますが、本日計画部会の議事概要でございます。近日中に国土交通省のホームページにて公表したいと考えております。議事の詳細な内容につきましては、後日、各委員の皆様にご覧いただき、ご了解をいただいた上で公開する予定でございます。

2点目でございます。次回の日程でございます。福岡部会長からご説明ありましたとおり、今後の検討状況を踏まえ、部会長とご相談させていただいた上で、事務局より改めてご案内申し上げたいと思います。

最終取りまとめに向け、今後とも引き続きご審議、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上をもちまして、本日の計画部会はすべて終了いたしました。本日はお忙しい中、まことにありがとうございました。

【福岡部会長】 どうもありがとうございました。

— 了 —